特記仕様書

（適用）

第１条　本特記仕様書は､「Ｒ１吉土　宮川内谷川　上板・七條　緊急河川維持業務（１）」に適用するものとする。

（交通安全管理等）

第２条　請負者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

　なお、業務の施行に際し、交通規制が必要な場合は、関係機関と協議し所定の手続きを行うものとする。

（交通誘導警備員等）

第３条　本業務については、交通誘導警備員を１０人日見込んでいるが、日数等変更となった場合は、監督員と協議するものとする。

（施行管理等）

第４条　業務写真は、同一箇所で施工前・施工状況（伐竹木・集積・積み込み・運搬・処理）・施工後を対比させて添付することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。

２　伐竹木完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。

３　草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底すること。

４　完了時には、監督員の検査立会を受けること。

（竹・草木類の搬出等）

第５条　竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

２　竹・草木類の搬出先については、次の場所（廃掃法第７条第４項一般廃棄物の処分業の許可）への搬出を見込んでいる。

　受け入れ場所

　生木：鎌田産業株式会社（Ｌ＝７．５ｋｍ以下を見込んでいる）

　吉野川市鴨島町牛島３１２０番地

竹：有限会社　香美興業（Ｌ＝１２．５ｋｍ以下を見込んでいる）
阿波市阿波市市場町香美西原２９２－１

３　一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

４　竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

（発生材（ゴミ等）の搬出等）

第６条　請負者は，建設副産物が搬出される工事にあたっては，建設発生土は建設発生土搬出調書，産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により，適正に処理されているか確認するとともに，監督員に建設発生土搬出調書（様式３）を提出しなければならない。なお，監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

２　発生材（ゴミ等）の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。